

## 瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例（案）の概要について

### 1. 条例改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）により都市公園法が一部改正されたことに伴い、市の都市公園における「都市公園の配置及び規模の技術的基準」及び「都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準」について、政令（都市公園法施行令）を参酌して条例で定めることになりました。

### 2. 条例改正（案）の内容

「住民一人当たりの都市公園の敷地面積基準」、「配置及び規模の基準」及び「公園施設の建築物の建築割合に関する基準」を政令の基準を参酌して条例を定める。

#### （1）都市公園の設置基準について

##### ① 住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準

区 分	基準値（住民一人当たりの都市公園敷地面積）
市の区域内	8 m <sup>2</sup> 以上（独自基準）
市街地区域内	5 m <sup>2</sup> 以上

##### ② 都市公園の種別ごとの配置及び規模の基準（都市公園法施行令第2条に基づく基準とする。）

種 別	配 置	規 模
街区公園	街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置	0. 2 5 h a
近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置	2 h a
地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置	4 h a
総合公園	広域に居住する者が容易に利用することができるように配置	設置目的に応じて都市公園の機能を十分に発揮することができる面積
運動公園		
広域公園		
緩衝緑地帯等	設置目的に応じて都市公園の機能を十分に発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める	

#### （2）公園の設置基準について

- ・都市公園法施行令第6条の規定に基づく基準とする。

公園施設の建築面積の割合	特 例	
	公園施設	建築面積の割合
2%【原則】	休養施設、運動施設、備蓄倉庫等	10%
	国宝、重要文化財等	20%
	屋根付き広場、屋根付き野外劇場	10%
	仮設公園施設	2%

### 3. 条例で定める独自基準

#### ①市の区域内における住民一人当たりの敷地面積

地域によって一人当たりの敷地面積に格差が生じることはやむを得ないため、市の地勢や特性を踏まえ、8㎡以上とする規定を設ける。

### 4. 施行予定日

平成25年4月1日